官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産二八）　二
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同二九）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同三〇）　四
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一四五四）　五
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同一四五五）　五
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一四五六）　五
○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（同一四五七）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（同一四五八）　五
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一四五九）　五
〔その他告示〕
○天皇陛下は愛知県へ行幸になる件（宮内庁一〇）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務三四四）　六
○特定国外派遣組織を指定する件（同三四五）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一一八）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（同一一九）　六
○エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の規定に基づく事由並びに経済産業大臣が定める期間を定める告示（同一二〇）　七
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（防衛二三七）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（同二三八）　七
○都市計画に関する件（中部地方整備局六三）　七
〔国会事項〕
内閣　七
〔人事異動〕
官庁事項　七
〔皇室事項〕
官庁事項　七
〔官庁報告〕
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　七
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（茨城労働局最低賃金公示四、京都同一、徳島同一）　八
国家試験
令和八年度司法修習生採用選考公告（最高裁判所）　八
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　九
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配一三七）　一〇
〔公　告〕
官庁
諸事項
公示送達、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第三条第二項の規定に基づく公告関係　一〇
裁判所
相続、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二六